



登録教習機関の技能講習の業務の廃止に係る公示について

下記の登録教習機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する同法第49条の規定による技能講習の業務の全部を廃止する届出があったので、同法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関名	テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社
登録教習機関の住所	神奈川県横浜市港北区新横浜3-19-5
代表者の職氏名	代表取締役社長 岡本 邦裕
事務所の名称	テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社
事務所の所在地	神奈川県横浜市港北区新横浜3-19-5
廃止する登録番号	第315号
廃止する技能講習区分	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
廃止年月日	令和8年5月31日

令和8年5月27日

神奈川県労働局長

